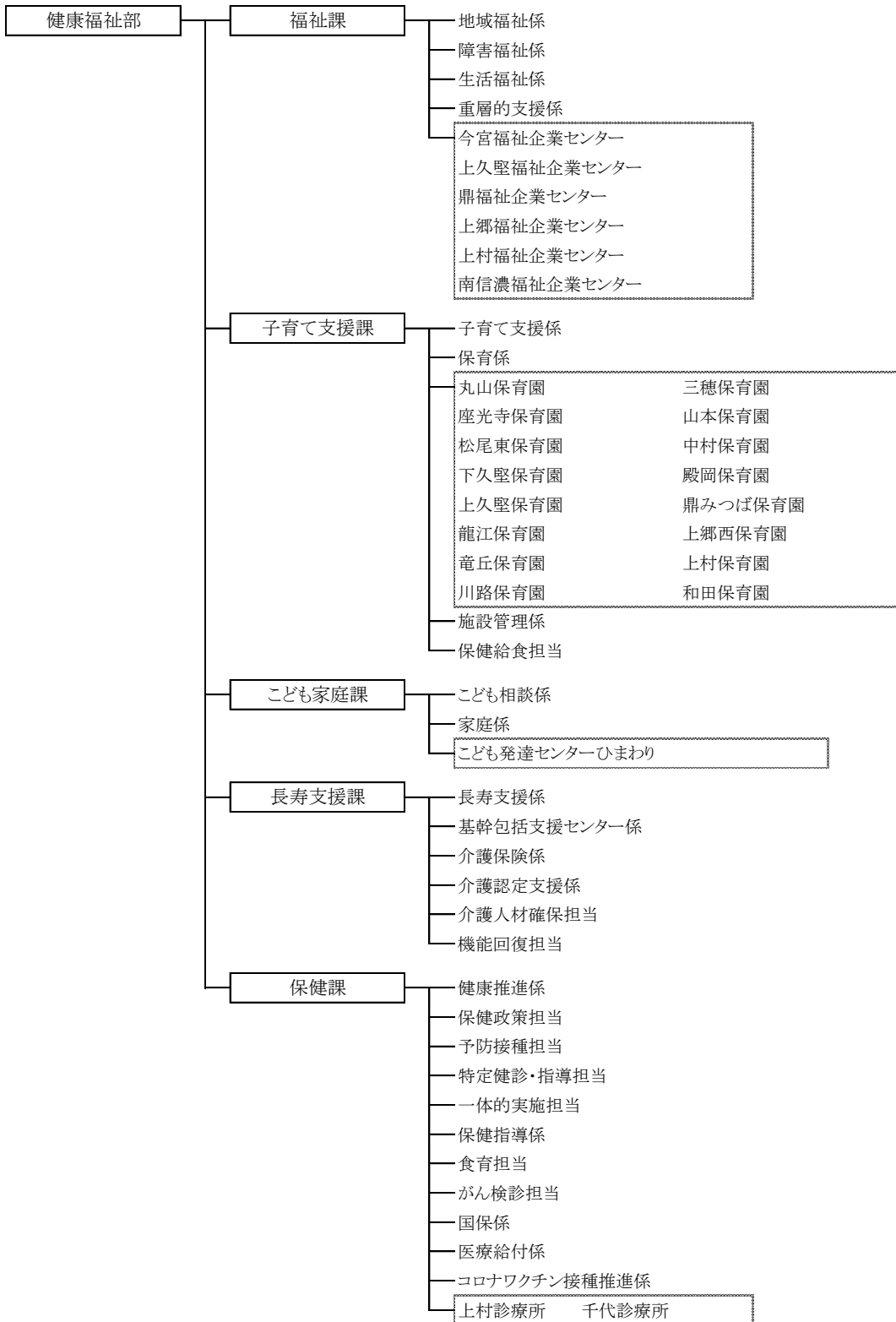


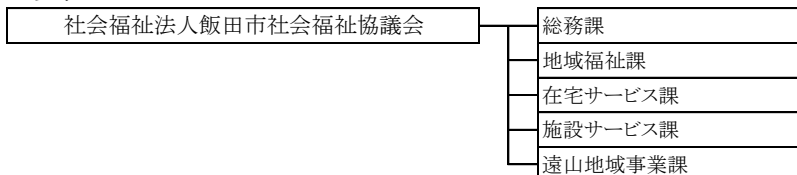
1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(令和5年4月1日現在)



<参考>



1-2 健康福祉部の事務分掌

課	係	分掌事務
福祉課	地域福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 7 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 8 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 9 犯罪被害者等の支援に関すること。 10 部内の庶務に関すること。 11 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障害福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障がい者の福祉に関すること。 2 知的障がい者の福祉に関すること。 3 精神障がい者の福祉に関すること。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	生活福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
	重層的支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 包括的な相談支援、相談支援機関との連携等による重層的支援に関すること。
子育て支援課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 こども・子育て支援の推進に関すること。
	保育係 保健給食担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 保健・給食に関すること。 4 認定こども園に関すること。 5 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	施設管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の民営化に関すること。 2 保育所等の施設整備に関すること。
こども家庭課	こども相談係	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭児童相談に関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 こどもの発達支援に関すること。 4 地域子育て支援に関すること。
	家庭係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子、寡婦及び父子家庭の福祉並びに自立支援に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。

課	係	分掌事務
こども家庭課	家庭係	5 女性相談に関する事。 6 母子家庭等福祉医療費給付金の認定に関する事。
	こども発達センター ひまわり	1 児童発達支援センターに関する事。
長寿支援課	長寿支援係	1 高齢者の福祉に関する事。 2 養護老人ホーム入所措置に関する事。 3 高齢者の生きがい対策に関する事。 4 敬老事業に関する事。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。 6 高齢者福祉施設に関する事。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等) 8 成年後見制度に関する事。
	基幹包括支援センター係 機能回復担当	1 地域包括ケアシステムに関する事。 2 地域包括支援センターに関する事。 3 在宅医療介護連携に関する事。 4 高齢者の介護予防に関する事。 5 認知症施策に関する事。 6 生活支援体制整備事業に関する事。 7 介護保険初期相談対応に関する事。
	介護保険係	1 介護保険事業の企画及び運営に関する事。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関する事。 3 介護保険の給付に関する事。 4 介護保険料の賦課に関する事。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関する事。 6 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関する事。
	介護認定支援係	1 要介護認定に関する事。 2 特別養護老人ホーム入所申込みに関する事。
	介護人材確保担当	1 介護人材確保に関する事。
保健課	健康推進係	1 感染症及び防疫に関する事。 2 予防接種に関する事。 3 献血に関する事。
	保健指導係	1 市民の健康づくりに関する事。 2 結核予防に関する事。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関する事。 4 難病及び精神保健に関する事。 5 食生活改善活動に関する事。 6 歯科保健に関する事。 7 地域における保健の推進組織に関する事。

課	係	分掌事務
保健課	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の企画及び運営に関する事。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関する事。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関する事。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関する事。
	医療給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関する事。 2 福祉医療費給付金の支給に関する事。 3 後期高齢者医療制度に関する事。 4 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。
	コロナワクチン接種推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 コロナワクチン接種に関する事。

1-3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要

(「令和5年度 飯田市当初予算(案)の概要」より抜粋)

1 令和5年度飯田市当初予算のポイント

飯田市一般会計の予算総額 490億6,000万円(対前年比+2.7%)

■歳出予算の特徴

【未来デザインに掲げる「目指すまちの姿」の実現に向けて】

～ 若年層が「住みたい」と思うまちづくりを推進 ～

令和5年度は「いいだ未来デザイン2028」中期計画の3年目にあたり、未来デザインの全計画期間12年間の折り返しの年でもあります。これまでの取組を振り返りつつ、未来デザインに掲げる「目指すまちの姿」とそれを支える人口ビジョンの達成に向けて、特に「若年層が『住みたい』と思うまちづくり」を推進するなど「令和5年度予算編成の基本方針」に基づき当初予算を編成しました。

- (1) 未来デザインに掲げる「目指すまちの姿」とそれを支える人口ビジョンの達成に向けて、戦略的に施策を組み立て、特に「若年層が『住みたい』と思うまちづくり」を推進します。
- (2) リニア時代を見据え、大学生や研究者が「住んでみたい」、「研究したい」と思うような「大学のあるまちづくり」について検討を進めます。
- (3) 豊かな暮らしの実現、魅力的な就業の場の確保、安全で安心な住まいの実現、ジェンダー意識の向上など分野横断的な視点で、若年女性の社会増に向けた施策を推進します。
- (4) 市民サービスの向上と業務効率化のため、「行政DX」を推進するとともに、地域課題解決のため、デジタル技術の積極的な活用や将来を見据えた基盤整備について検討を進めます。
- (5) 足腰の強い地域社会構築のため、地域経済循環の視点から食料・資源・エネルギーの地元調達を進めるとともに、持続可能な地域の発展のため、あらゆる施策の実施にあたりゼロカーボンシティの実現を意識します。
- (6) コロナ禍において、社会経済活動の歩みを力強いものにしていくことが重要であり、各種事業を安易に中止や延期とすることないよう、十分な感染対策のもとで実施することを基本とします。
- (7) 限られた財源の中で市民サービスの維持、向上を図りつつ、安定的で健全な行財政運営のための行財政改革を推進します。

2 いいだ未来デザイン 2028 戦略計画の 12 の基本目標における令和 5 年度予算の特徴

■健康福祉部等の主要な事業

戦略計画	主な事業・取組
<p>基本目標 6 結婚・出産・子育ての希望をかなえる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆結婚の希望をかなえる <ul style="list-style-type: none"> ・結婚したいと思う若者の自分磨きを支援するとともに、地域でのマッチングイベントや移住を希望する方を対象とした出会いの機会を創出し、婚姻件数の増加を目指します。 ・出会いの創出から成婚までを担う結婚相談員のお見合いを中心とした活動を支援します。 ・新たに婚姻した世帯の新生活を経済的に支援するため、新居の住宅取得費又は賃借料等を補助します。 ・近い将来、進学や就職などの大きな選択をする地域の高校生に、今後の生き方について考えてもらうライフデザインの啓発事業を実施します。 ◆出産の希望をかなえる <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを希望する方が、早い時期から心身の相談をしやすいように、オンラインでの相談もできる環境を整えるとともに、相談日や助成についての情報提供を行います。 ・不妊・不育治療（保険適用）における精神的・経済的な負担の軽減を図るため、治療に関して年齢制限を設けず、1人が申請できる回数についても市独自の設定で支援を継続します。 ・悩みや不安が多い妊娠期から産後にかけて相談しやすい体制や支援を整え、育児の負担と不安軽減につなげるための伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金を合わせて実施します。 ・地域での分娩機能を堅持するとともに、市民に対して健診や分娩ができる産科医療機関や助産院についての情報提供を行います。 ・先天性難聴等の早期発見を目的として行う新生児聴覚検査に係る費用を助成し、全ての新生児が検査を受けることができる環境を整えます。 ◆孤立を防ぎ、子育ての希望をかなえる <ul style="list-style-type: none"> ・「こどもまんなか社会」の実現に向けて、母子保健と子育て支援の一体的相談支援体制の構築に取り組み、児童虐待や子育ての行き詰まりをより効果的に予防し、早期発見・早期対応に努めます。また、障害福祉事業や教育機関等と連携し、妊娠期から就労期への途切れない発達支援を推進します。 ・普段から利用している地域子育て支援拠点（つどいの広場）で、こどもの「一時預かり」を利用できるようにし、日々の生活に対応したきめ細かなサービス体制を構築することで、子育て負担を軽減します。 ・“いい育児の日（11月19日）”に開催される子育て応援フェスティバルや県の「子育て川柳」を活用するなど、市民、地域、事業所へ向けて子育てや働き方に関する意識啓発を進めます。 ・ヤングケアラー支援コーディネーターやこどもの未来応援コーデ

戦略計画	主な事業・取組
	<p>イネーターの新たな設置や相談窓口の充実を図り、生活困窮家庭の子育てやヤングケアラーなど、こどもを巡る様々な課題を把握するとともに、課題解決に向け、子育て世帯訪問支援や専門機関への接続などの支援を行います。また、ひとり親世帯などの子どもたちの進学をかなえるため、関係団体が取り組む学習支援活動を支援します。</p> <p>◆飯田の持ち味を活かし、豊かな育ちを支える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児・3歳未満児保育など多様な保育ニーズに応えるため、「子ども・子育て支援新制度」などを活用しながら保育施設整備を推進します。また、保育人材の確保に向けて、地域内外の有資格者への積極的な呼びかけに加え、県外の養成校へ出向き、保育人材のU・Iターンを促進するとともに、飯田短期大学との連携を図ります。 ・豊かな自然や地域資源を活用し、心と体の発達に加えて、自己肯定感と協調性を育む「いいだ型自然保育」の取組を推進するとともに動画情報などを発信し、子育て環境としてのブランド化を進めます。 ・庁内の連携体制強化を図りつつ、遠山地域の2園による自然保育や交流活動を一層推進し、保育の存続に向けた取組を進めます。
<p>基本目標7 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす</p>	<p>◆新型コロナウイルス感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種について、国の方針に沿って適切に対応します。 ・地域外来・検査センターの運営について、県や関係機関と連携して適切に対応します。 ・重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患がある方、介護医療福祉事業に従事する者が受ける抗原定量検査への助成の回数を増やし、医療負担の軽減と社会・経済活動の維持に寄与します。 ・社会福祉施設に対し、集団感染のリスクを回避するため、検査キットや感染対策用防護具（PPE）等の衛生資材購入費用の一部を補助します。 <p>◆働き盛り世代からの健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自覚症状なく進行する生活習慣病の発症・重症化を予防するために、特定健診の受診率を向上させ、継続受診につながるよう受診勧奨を積極的に実施します。また、かかりつけ医からの健診受診勧奨や検査結果データの提出を依頼していきます。 ・特定保健指導・重症化予防対象者へ継続的な保健指導を実施します。高血圧の有所見者割合が高いことから、高血圧の重症化予防対象者に重点を置いて実施します。また健診受診者全員に尿中塩分測定を実施し、個々の生活実態に沿った保健指導を行います。 ・生活習慣病健診の受診機会がない39歳以下の健診を新設します。併せて個別相談や事業主健診検査機関と連携した保健指導を行います。

戦略計画	主な事業・取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の健康実態や、青壮年期の健康課題である「肥満」について市民へ周知するとともに、企業への出前健康講座にこの内容を取り入れます。また新たな企業への出前健康講座の拡大に取り組みます。 ・歯と口の健康への関心や意識を高めるため、40歳無料歯科検診の受診勧奨や未受診の理由等の把握を行います。新たに母子手帳交付時には、妊娠中の歯科受診勧奨と受診状況の把握を行います。また、歯周疾患スクリーニング（生活歯援プログラム）を健診等でモデル的に実施し、より定期受診につながりやすい取組について関係機関と連携し、調査研究します。 ・コロナ禍による影響を受けた市民の健康を取り戻すため、国保データベースシステム（KDB）を活用し、飯田市及び地区の健康課題をまちづくり委員会等と共有し、健康教室等の活発化へつなげていきます。 ・女性のがん罹患率第1位であり、40歳代前半から急増する乳がんについて、がん検診受診と併せてブレストアウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の周知に取り組んでいきます。また、若い年代の受診率向上のため、乳がんと子宮頸がん検診をセットにした健診日（婦人科セット検診）の設定等受けやすい環境を整えるよう関係機関と調整し実施していきます。また、新たにがん患者さんの社会参加促進のためアピランスケア医療用補正具の一部助成を始めます。 <p>◆高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者の医療、健診、介護データ分析から、脳血管疾患の有病割合が県平均より高いという結果を受けて、この原因疾患となる高血圧や糖尿病予防の教室や保健指導を実施します。 ・受診率向上の取組として、介護保険未利用の76歳と、昨年度国保特定健診受診者のうち75歳になった方へ、受診券を送付し受診勧奨を行います。 ・後期高齢者健診を受診した者に対し、継続した保健指導を行い、生活習慣病重症化予防に取り組みます。 ・高齢者に対しては、通いの場へ保健師、栄養士、歯科衛生士が出向きフレイル予防教室を実施し、様々な年代の利用がある公民館等にはフレイル予防のためのポスターの掲示や情報提供を行うことで、多くの人に対して普及啓発を図ります。 <p>◆介護予防（重度化防止）の推進と介護人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを1か所増設し、身近な環境で高齢者の総合相談対応ができる体制を整えます。また、市と地域包括支援センターとの連携を強化し、初期相談対応と軽度者（要支援者・総合事業対象者）の自立に向けた支援を充実します。 ・リハビリ専門職等がプログラム提供する短期集中通所型サービスC事業を継続実施し、対象となる軽度者（要支援者・総合事業対

戦略計画	主な事業・取組
	<p>象者) の生活機能の回復を目指します。また、通所による利用が困難な場合においては訪問により同事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでモデル地区において進めてきた「通いの場」の再構築を他の地区へ展開し、フレイル予防（介護予防）の意識醸成を図ります。また、通いの場への参加促進を目指して、高齢者の健康ポイント事業を開始します。 ・要介護・要支援の認定を受けた高齢者等への良質な介護サービスの提供体制を維持するため、必要な人材の確保や定着につながるよう、研修会の開催や職員研修に係る支援に取り組みます。また、介護資格を持たない介護職員の就労支援など、人材不足を補う取組を検討します。
<p>基本目標 8 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、多様な主体による地域福祉活動を推進します。 ・地域福祉コーディネーターを増員するとともに、定期的な研究や研修を実施し、各地区住民の主体的な福祉課題の洗い出しや課題解決に向けた取組を支援します。 ・地域の福祉課題解決に向け、新たに創出される地域福祉活動を、地域住民が主体的に推進できるよう、他地域の取組を紹介するなどの先進事例の横展開を含めた地域福祉コーディネーターによる支援を強化します。 ・地域での見守り・支え合い活動を進めるために、住民支え合いマップの整備を進め、地域の見守り体制を強化します。 ◆複合化・複雑化した課題解決に向けた重層的支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉まるごと相談窓口」の相談機能を充実させるとともに、相談支援機関と連携を図り、包括的に受け止める体制を強化します。 ・複合化・複雑化した課題を抱えながらも必要とする支援やサービスが届いていない人を把握し、時間をかけた丁寧な働きかけにより信頼関係を構築するなど、アウトリーチ※等を通じて継続的に支援します。 ※アウトリーチ：必要な支援が届いていない人に支援を届けるための様々な働きかけのこと ・既存の制度や支援では対応できない個別ニーズのある人の現状や課題を把握し、その人の状況に適したサービスを提供することで、社会参加やつながりづくりを支援します。 ・高齢者、障がい者、子ども分野において、ニーズはあるものの既存の制度や支援を利用できない人、あるいは、制度や支援を利用するまでに期間が空いてしまう人のニーズに対応し、生活支援サービスを提供する団体等の活動を支援します。 ◆障がい者の社会参加の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者文化芸術作品展や参加型イベント、パラスポーツ体験等、

戦略計画	主な事業・取組
	<p>障がいのある人とない人が地域で交流する機会を拡大し、市民の障がいに対する正しい理解を深め、共生社会の実現を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して外出するために必要な情報を入手できるように、バリアフリースイールの機能や経路に関する情報収集を行い、デジタル技術を活用した情報提供を行います。 ・障がい者の就労について、わかりやすく利用しやすい相談や情報提供の仕組みを、関係機関と連携して研究します。 ・障がい児者のニーズを適切に把握し、より効果的な施策を構築し、それらを反映した障がい者計画・障害（児）福祉計画を策定します。

